

議長（川野盛幸君） 以上で斉藤千枝子君の質問を終わります。

次に、大戸敏子君の質問を行います。大戸敏子君の登壇を願います。

（ 2 2 番 大戸敏子君登壇 ）

2 2 番（大戸敏子君） 議長より登壇のお許しが出ましたので、さきに通告してあります市民プールの建て替えについて質問させていただきます。

プール建て替えにつきましては、昨年12月に庚申山予定地を断念し、今年の3月予算に突然宮本町のプール現在地にということで基本設計料2,000万円が計上されました。また、6月議会では宮本町には屋内健康増進型プール、三本木運動公園に屋外大型レジャープールということで将来的に考えるというようなことが発表されて、また驚かされたところでございます。8月24日の議員説明会では、プール建設調査委員会の中間答申として、場所は宮本町のプールの現在地、建設方針としては健康増進施設として屋内プール、プールの種類は25メートルプール、幼児プールとする。そして、アンケートの希望にあるスライダーとか、流水プール、サウナ、ジャグジー等は取り入れられるものについては対応したいということで説明を受けました。説明会の日から3週間経っておりますので、基本設計の依頼もそろそろ出されるころと思いますので、改めて質問させていただきます。

まず、場所ですが、宮本町の住民説明会が終わり、駐車場の手だてもつき112号道路の拡幅等の課題も一応考えられたということでございますので、宮本町にということにはほぼ動かさないものと思いますが、今までの答弁では宮本町のプールの敷地は約1ヘクタールで庚申山予定地3.3ヘクタールの3分の1ではあるが、かなりの施設ができる予定である。25メートル健康増進型プール、レジャープール、スライダー、そのくらいものは最低できる施設になるかと思うという答弁でした。私も健康増進型とレジャー型とあわせてできるのであれば宮本町のあの狭い場所でもよいかと納得していたのですが、先日の説明会では健康増進型を建設方針とし、スライダーや流水プール等は取り入れられるものについては対応したいという、大分後退した言い方になっております。高齢化社会に対応した健康管理も大変大切だと思いますが、少子化対策として海なし県の子供たちのレジャー施設も大切です。アンケートにも要望の多かったスライダーと流水プールはぜひとも計画に組み入れていただきたいけれども、基本設計依頼に際し、どのような規模のものを考えておられるかお尋ねしたいと思います。

また、現在の50メートルプールにつきましては、水泳大会等に利用されておりました残していただきたいという利用者の声もありますが、これにかわるものとして25メートルプールを考えているということですが、25メートルプールは競技用としても十分耐えられる規模のものであるかどうかをお尋ねします。

以上です。

議長（川野盛幸君） 都市建設部長。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） 大戸議員のご質問にお答えいたします。

まず、建設場所についてでございますが、議員もご承知のとおり、現在の市民プールを建て替えることで計画を進めております。建設場所につきましては、山崎地区を断念した時点で庁内でいろいろ検討し、ほかにも二、三の候補地もございましたけれども、一日も早くプールをつくるのが市民の要望、期待に沿えるものとの判断から、現在の市民プールの建て替えが最善の方法として候補に上がりました。その後、関係各課長以上で組織する藤岡市市民プール建設調査委員会及び地元説明会、アンケート調査を踏まえ、現在の市民プールを建て替えることに決定したものでございます。

次に、規模についてでございますけれども、プールの使用につきましてはプールの目的であります健康増進型のプールを前提とし、市民アンケートにより要望の多かったものを取り入れ、市民の納得できるプールを建設する方向で考えております。建築につきましては、建築基準法上建ぺい率・容積率の制限があるため、敷地面積1ヘクタールに対し建築面積約3,300平方メートル、延べ床面積約4,700平方メートルとし、限られた敷地の有効利用ができるようにまた利用者の利便性を考慮し、一部2階建てとして1階については子供たちが水に親しむファミリー型とし、7コースの25メートルプール、流れるプール、幼児用プール、スライダー用着水プール等を設置し、2階については健康増進型のプールとして歩行用プール、リラクゼーション用プール、トレーニングルーム等を考えております。また、駐車場については約180台を予定しております。なお、これらの施設につきましては高層であり、土地の形状、土地の利用、用途制限等を加味し、基本設計において決定するものでございますので、変更になることもあります。ご了解をお願いいたします。

また、50メートルプールについてでございますが、現在の50メートルプールの使用状況は、小学校水泳記録会と市民水泳大会の2回であり、室内温水プールの施設として必要かどうか疑問であります。25メートルプールでも十分対応できると考えております。今回予定しております25メートルプールにつきましては、公認プールと同様の規模とする予定でございます。競技用として十分使用できる施設等を予定しております。公認申請につきましては、現在の50メートルプールの状況を考慮した場合には、公認する必要はないと思われれます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（川野盛幸君） 大戸敏子君。

2 2 番（大戸敏子君） 2 回目の質問ですので、自席からさせていただきます。

三本木運動公園については、ここに将来的に考えられるプールというのはどのようなのでしょうか。具体的に言っていただきたいと思うのですが、私はプール2カ所は不用と思います。プールを2カ所つくるならば、ほかにも児童館とか、総合福祉センターとか考えられるものがあるのではないのでしょうか。また、宮本町のプールについての予算ですが、その土地や工事費、その他を含めた総事業費について概算でいいのですが、どのくらいかかりますでしょうか。財源ですが、全部起債になるのでしょうか。また、先日議員説明会で視察した近隣3カ所の屋内プールは大変見事なところとか、ちょっと簡単だと思うところとかいろいろあったのですけれども、造波プールのある桐生のプールまでは及ばないとしても、新町の25メートルプールではちょっと藤岡市にこれからつくるとしては物足りないという感じを皆さん持たれたのではないかと思います。前橋六供のプールぐらいができればちょうどいいのかと私も思うのですけれども、桐生にしても前橋にしましても清掃センターの余熱を利用したプールですので、宮本町ではそういうことはちょっと不可能です。熱源をどうするのか。また、監視員等の委託料もあると思いますので、管理運営費について見込み額をお願いしたいと思います。

以上について2回目の質問といたします。

議長（川野盛幸君） 都市建設部長。

都市建設部長（須川良一君） 2回目でございますので、自席から答弁させていただきます。

まず、三本木運動公園のプールについてでございますけれども、将来的にどのようなプールをつくるかについては現在検討しておりません。この場所につきましては、運動公園としての施設として屋外用のスポーツレジャー施設を建設することになりますけれども、50メートルプールを含め、今回の屋内温水プールとは目的を別にしたものを建設することになります。今後、三本木においてスポーツレジャー施設としてプール建設を計画する際には、現在の野球場等を含め、運動公園として都市計画決定を行い、逐次整備を行うこととなりますけれども、市の財政状況、施設の緊急性を考慮しながら具体的な検討を行いたいというふうに考えております。

次に、事業費について申し上げます。事業費については、基本設計により施設が決定いたしますと、それに伴い事業費も決定となります。規模、施設が似ております前橋市の六供温水プールが平成3年10月の完成で建築費18億5,000万円でございますので、これから推測いたしますと外構工事、建築費等で20億円、用地費・備品等で3億円となり、総事業費では約23億円程度になると思われれます。これらの財源につきましては、県地方課と協議し、起債で対応する予定でございます。

次に、熱源についてでございますが、これには重油、ガス、電気といろいろございます

けれども、周辺地域が都市計画第1種低層住宅専用地域でありますので、環境面を重視し、クリーンエネルギー、自然エネルギー等を考慮しながら基本設計において建設コスト、維持管理コスト等を総合的に判断し、決定する予定でございます。

次に、維持管理費でございますけれども、施設規模が似ております前橋市六供温水プールの場合では、平成12年度予算において施設管理、機械メンテの委託料として7,120万8,000円、光熱水費として4,186万8,000円等で、維持管理費として1億1,349万7,000円が計上されております。この中には熱源としての燃料費が含まれておりませんので、これらを考慮した場合、藤岡市では1億3,000万円程度になると思われまふ。維持管理費については、委託料がウエートを占めておりますので、委託料の削減を図る等、建設段階から設備関係について考慮し、経費の削減を図りたいというふうに考えております。いずれにいたしましても、膨大な金額となりますので、市民の皆様様に納得していただける施設を建設したいというふうに思ひます。そういうことでご理解のほどをよろしくお願ひ申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（川野盛幸君） 大戸敏子君。

2番（大戸敏子君） では、最後に3回目の質問をさせていただきます。

プールのオープン当初は道路も大変込むと思われまふので、長瀬バイパスからの進入道はそれまでにできるという話でしたけれども、鷹匠町線からの進入道路につきましてもできるだけ早く拡幅整備していただいてオープンに間に合わせてくださるようによ望いたします。また、スライダーや流れるプール等も子供たちの楽しみにしているプールですので、これなくして四角いプールに屋根をかけただけのプールでは新築する意味がありません。重ねてスライダーと流水プールを基本設計に絶対に組み入れてくださるようによ望します。再来年の夏には新しいプールになるということで、藤岡市にも楽しいプールができるのだということで本当に目を輝かせて喜んでいる子供たち、また親たち、そのために期待を裏切らないようなプールができることを関係者の方々にお願ひいたします。

最後に、構想書が全部でき上がった段階で議員の皆さん全部にそれを配布して検討する場を設けてくださることをぜひお願ひしたいと思ひますが、この点ご配慮いただけるかどうかご答弁をお願ひします。

議長（川野盛幸君） 都市建設部長。

都市建設部長（須川良一君） 現在、事務的には構想を練ってこの答弁にしたわけでございますけれども、今、基本設計の発注をする準備を進めております。そのうち発注になるかと思ひます。そういうことである程度の構想、基本的なものができましたら議員に説明をし、また意見を聞きたいというふうに考えております。よろしくお願ひします。

議長（川野盛幸君） 以上で大戸敏子君の質問を終わります。

次に、金子勝治君の質問を行います。金子勝治君の登壇を願います。

（ 7 番 金子勝治君登壇 ）

7 番（金子勝治君） 議長に登壇の許可をいただきましたので、さきに通告をいたしましたごみ問題につきまして質問をさせていただきます。

この件につきましては、過去において何人も議員の方々から同様の質問をしておると思いますが、今回は改めてごみの問題について質問させていただきますので、よろしくお願いたします。

清掃センターといいますと、これは市民が清潔で快適な生活を営むために排出されたごみを衛生的でしかも迅速に生活空間から排除していくことを目的としている大変重要な業務でありますけれども、現在ではこのごみを資源として再利用、あるいは再使用し、そして熱エネルギーとして利用しながら減量化し、あるいは無害化をしていく。そして、最後には安定化をしていくことによりまして環境保全と公衆衛生に配慮したごみの適正処理を推進していくためにごみゼロ運動がクローズアップされている現在であります。そのことにつきまして行政と市民とそして関係事業者が一体となりまして真剣に取り組んでいるところであります。そこで環境基本計画においては、第1に自然環境の保全、第2に公害防止対策、そして第3としてごみ対策を掲げているわけでありますけれども、今年4月からは容器包装リサイクル法が実施されまして、ごみの再使用や再利用、そして減量から抑制へが大きなテーマとなってきたのであります。

そして、第3次藤岡市総合計画の中では実施計画書によりまして、リサイクル・タウン事業というものが掲げられてるのであります。今年10月からはいよいよ拡大される分別収集業務に対してのことについてお伺いをしたいと思います。まず最初に、このリサイクル・タウン事業の中では、ペットボトルの圧縮選別機の稼働力というものについてどの程度のものなのかをお聞きしたいと思います。その次に、同じ清掃センターの中に各ストックヤードを建設するということが記されておりますけれども、この構造、面積、あるいは用途等についてお伺いしたいと思います。それから、その次にはコンテナ洗浄機、あるいは蛍光管処理機、こういうものが計画されておりますが、この稼働力などをお伺いしたいと思います。その次に、平成9年度に導入されました空き缶選別機の現在の稼働状況、それから空き缶選別機のある場所については非常にスペースが狭いわけでありましてけれども、これから拡大をしてもっと広いスペースで作業がやりやすいようにする、そのような予定があるのかないのか。それから、さらに空き缶選別機が非常に稼働力がある一方では劣化も進んでいると思うわけでありまして、次期導入への予定についてお伺いしたいと思います。

それから、次にごみ収集業務委託事業についてでありますけれども、ごみ処理業に対する費用の削減と収集業務の安定確保を目的とするために、平成12年度上半期は収集業務の6割を民間に委託し、下半期はペットボトル、白色トレイなどが資源ごみとして追加となるために、全部を民間委託すると実施計画書に説明されているわけでありますけれども、現在清掃センターに配車されている収集運搬車の中で4トン車が3台、それから2トン車が1台、そして資源ごみ運搬車が3台の合計7台があるというふうに記録されておりますけれども、これは民間委託の後にはどのような利用予定があるのか。それから、リサイクル・タウン事業の3番目にありますところの分別収集車の購入がありますけれども、この台数、それからその目的についてもあわせてお伺いをいたします。

それから、その次ですけれども、環境事業概要によりますと、ごみ収集委託業者は3社とし、委託区域も3分割されて運用されているようでありますけれども、資源ごみの区分が増加するとそれに伴って民間委託業者が増加したり、あるいは委託区域が変更されるのかどうかについてお伺いしたいと思います。

それから、100%民間委託された場合のメリットはどの程度のものが予想されているのかについてもあわせてお聞かせをいただきたいのでありますが、経費の削減だけを目的にいたしますと、委託業者の方がコストの面から手抜き作業とならないかどうか。そのような配慮も必要となりますので、この点についても監視、あるいは見直し、このような体制についてもどのようにしているのかお聞かせ願ひまして、第1回目の質問を終わります。

議長（川野盛幸君） 市民生活部長。

（市民生活部長 塚越正夫君登壇）

市民生活部長（塚越正夫君） ご質問にお答えいたします。

リサイクル・タウン事業については、現実にストックヤードのスペースの問題などから県補助事業の資源循環型社会づくり推進費補助事業として事業化しております。ご質問のペットボトル圧縮梱包機の能力についてであります。1時間に200キログラムの処理能力で15キログラムから20キログラムの生計品に自動的に圧縮梱包し、計量されてくる機械であり、ペットボトル協会推奨機種であります。また、容器包装リサイクル法に基づく成型品に梱包されるものであります。

続きまして、各ストックヤードの構造面積、用途についてでございますが、今回の事業実施に当たって新たな資源物は多くの面積を必要とするものであります。検討の結果、ストックヤードをつくらずに重ねることができる鉄の箱を購入し、これを瓶類のストックに使用することでスペースをつくり、さらに資源回収用かご置場となっている植栽部分を舗装することを考えております。ペットボトルは、10トン車対応のストックスペースと

して34平方メートル、白色トレイのストックには10トン車の物置用として使用しているコンテナを使う予定であります。アルミ、スチール缶のストックは現在も使用している4トンのアームロール2台を使い、瓶については先ほど述べました鉄箱を購入して10トン車対応でできるようにする予定です。また、コンテナ洗浄機につきましては、清掃センターのスペースの関係で今回導入できませんでしたが、今後検討していきたいと思っております。

次に、蛍光管の処理機でございますが、毎分25本の処理能力で有害物を吸着し、飛散させずに破碎してドラム缶に保管し、専門の業者に処理を委託するものでございます。なお、空き缶選別機の稼動状況ですが、平成11年度の実績でアルミ缶を52.5トン、スチール缶を131.9トン処理いたしました。

次に、施設の拡大の予定はというご質問ですが、確かに現在の資源に関する施設は狭いスペースの中に応急的に対応してきた面があります。また、機械類の耐用年数は通常7年から10年程度とされていますので、今後の対応としましては破碎処理機が老朽化しておりますので、この施設とあわせて調査研究をし、資源化処理施設も充実させていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、民間委託についてお答えいたします。今回の分別収集形態の変更に伴って検討してまいりましたが、新たな資源、ペットボトル、白色トレイ、紙パック、有害物、これらを業者に委託することにいたしました。また、これに伴う委託業者の増加は考えておりません。委託のメリットといたしましては、経費の節減ができることであり、これを直営の職員で対応するというのであれば、その分の職員採用が必要となります。これは6人分に相当いたします。

続きまして、車両についてでございますが、資源運搬車2台と粗大車1台を業者に貸し出し、新たに2台を資源運搬車用に借りることにいたしました。また、委託により容器包装リサイクル事業に支障が生じないよう配慮してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁といたします。

議長（川野盛幸君） 金子勝治君。

7 番（金子勝治君） 2回目になりますので、自席から質問させていただきます。

ただいまは大変詳しい答弁をいただきましてよくわかりました。このごみの処理につきましての説明によりますと、家庭生活に伴って出るごみとして可燃ごみ、不燃ごみとして収集所へ出すものという説明欄がありますけれども、その中に新聞・雑誌・段ボール・紙パックは集団回収へ出すと説明されております。それから、資源として収集所へ出すものの中ではビール瓶や一升瓶のほかには牛乳やジュースの紙パックは30枚程度を一束に縛

って集団回収事業へ協力して出してください。このような説明がされているわけでありませけれども、この資源回収の登録団体を見ますと、現在では38団体のようでありませけれども、これらの団体を見ますと、中には行政区の中の一つの区、全体をエリアとしている団体もありますし、そうではなくて非常に狭いエリアの団体もあるようでありませ。そこで、市内全域をクリアできていないというのが現状のようでありませけれども、未登録の地域については、今後どのように計画をしていくのかお伺いしたいと思います。なお、渋川市などではこの資源回収については自治会の単位ですべて徹底されておりませ、しかも資源を回収した売却代金というのはそれぞれの自治会の運営経費として充当されているのでありませけれども、本市の場合にはどのように考えておるのかお伺いしたいと思います。

それから、その次ですけれども、ごみステーションの問題でありませけれども、この説明によりませると、可燃ごみステーションが636カ所、不燃ごみステーションは461カ所、資源ごみステーションは411カ所というふうになっておりませ。市民の要望ではこのステーションの数をもっと増加して、行政の中の班の数にすると2班で1カ所ぐらいにすればお互いにどういう方々がステーションにごみを持ち出すのかがよくわかる。顔のわかる範囲のステーションというのが望ましいのではないか。こういう声があるのでありませ。例えばですけれども、ごみ出しのマナーの問題でありませ、このマナーをよくするためにはステーションの数を増やして、そしてお互いに2班ぐらいたという生活状態もお互いによくわかる仲ですし、このマナーを破るようなことも少なくなってくるでありませしょうし、通勤途中などに非常識に投げ捨てていくような、こういうものも防止できるのではないかという市民の要望があるわけでありませ。

それから、不燃ごみのステーションと資源ごみのステーションの場所が同じではないという区域もあるわけでありませけれども、これも非常に市民の側からすると不便であるということで、できるならば不燃ごみのステーションと資源ごみのステーションが同じ場所にならないか、こういう細かい問題でありませけれども、こういう要望も大分出てきているわけでありませ。そして、さらに住民に言わせませると、ごみ収集をされている業者の方ですけれども、この従業員の方々とごみを持っていったステーションのところでたまに会話も弾むと、そうすると従業員の方々もステーションの数が増えたところでそう私たちの仕事が作業時間が延長されるわけでもない。いわゆる作業時間内のできることから、ステーションが増えたところでそう私たちには影響はないのだというような現場の声も聞かれているわけでありませ。ごみ出しのマナーアップ、あるいは快適な生活空間を維持する、そして可燃ごみの減量のためにもステーションの増加ということについてもぜひご検討をお願いしたいと思うのでありませ。



それから、これはぜひ市長にご答弁をお願いしたい問題でありますけれども、おもちゃの病院というのが最近では行政の中で大分増加しております。私の友人もおもちゃの病院の医師をやっている人がいるわけですが、これは非常に修理する方も楽しいし、それから持ってくる子供たちにしてもおもちゃがまた使えるようになるという、非常に楽しみもある。それから、修理をしている作業を見ている子供たちの目が非常に輝いている。こういうような話があります。この近くでは伊勢崎市では茂呂の公民館が毎月第一日曜日におもちゃの病院というのを開院しているのです。ここではボランティアグループ茂呂おもちゃ会というのが運営しております。それから、太田市に行きますと、ぐんまこどもの国児童会館というのがありまして、ここでは毎月1回おもちゃの病院を開院しているのでありまして、その利用者の数が4年間で1,200人にも達しているというふうに言われております。使い捨て時代にあって、物を大切にするという心を育てたいという親の願いがあって、このボランティア要請講座というのが始まり、ここに集った人たちがおもちゃの病院を運営しているのでありますけれども、ごみの減量化の一助としてもおもちゃの病院の開設に向けて例えば工業高校などへも呼びかけてボランティアグループをつくり、そして小さい子供たちとの交流の中で情操を高めるというようなこともありますので、ぜひともおもちゃの病院についてご検討をお願いしたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

議長（川野盛幸君） 市民生活部長。

市民生活部長（塚越正夫君） 2回目ですので、自席からお答えいたします。

集団回収事業の普及についてのご質問でございますが、現在行っている地区別説明会でも集団回収事業への取り組みのお願いをしているところですが、今後も市民の皆さんにご理解をいただき、集団回収事業に取り組む団体を増やしてまいりたいと思っております。また、この4月より集団回収事業への補助金を1キログラム5円から8円に上げております。藤岡市の集団回収事業での回収実績は11年度で事業登録団体38、回収重量460トンで、補助金額230万円の状況でありました。これからも市民の皆さんのご協力をいただき、この事業の推進を図ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

次に、ごみステーションのご質問ですが、ごみ収集所の設置管理要綱を定めている中で設置・廃止・変更については、地域皆さんが収集に支障にならない場所を皆さんの同意に基づき区長の申請をいただき正式に決めさせていただくことになっております。数的な規定は利用世帯数が25世帯以上であるということだけですので、収集所が増えることに対して抑えるような考え方はありません。逆に議員の言われるとおり、収集所は増やしてほしい考えを持っておりますが、収集所を設置する場合に周辺の人や地主などに了解をもらえないなどということから、地域として増やせない状況があります。収集所はその利用

者がみんなで維持管理をしていく地域の皆さんのものであるということですので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

おもちゃ病院は、物を大切にする意味から興味深いものと思います。例で述べられたように、ボランティア活動や公民館活動の中から自然発生的に環境問題等を理解するところから事業化されるならば素晴らしいものと思っております。市では清掃センターにごみの減量化を目的にリサイクルプラザを設け廃棄物からの再利用を行っていますが、施設の充実等を検討する上で有意義な取り組みや皆さんの要望も取り入れることができればと思いますので、よろしくお願いいいたします。

以上、答弁といたします。

議 長（川野盛幸君） 金子勝治君。

7 番（金子勝治君） 3回目の質問になりますけれども、これもまた大事なごみの問題でありますけれども、先ほどの家庭生活に伴って出るごみという説明の中に、生ごみとして処分されるものの一つに使用済みの食用油があるわけでありまして、これをごみとして出す場合には布に含ませるか、固めて出すというような説明がされているわけでありまして。この食用油を廃食用油というわけですが、これを回収してディーゼルエンジンの燃料として再利用するという問題があるわけです。この廃食用油をディーゼルエンジンの燃料として使うことについていろいろと検査分析をしたわけでありまして、硫酸化物はほとんど含まれていない。それから、特有の黒い煙を吐くという黒煙の発生も軽油燃料の約30%である。それから、廃食用油100リットルのうち約90リットルが再生燃料として使える。それから、走行性、あるいは燃費、こういうものも軽油とほとんど変わらない。しかも、車のエンジンについても改造する必要はない。こういうようなメリットが非常に多いために東京都墨田区では一般家庭から廃食用油をペットボトルに入れて、そしてステーションまで持ってきていただく。ステーションに来るとドラム缶のようなものに廃食用油は入れて、持ってきたペットボトルも別にペットボトルとして分類して分別回収をしているというような実態があるわけでありまして、そして、この墨田区が清掃車とそれから公用車にリサイクルされた廃食用油の燃料を活用しているというのであります。このコストについても1リットルについて80円程度であるというところまで報道されているわけでありまして、これをほかのところでも京都市とか、あるいは上越市、それから四国の善通寺市などでもこれを活用しているというのが非常に大きく報道されているわけでありまして、これが上越市で使っている資料の一部でありますけれども、このような形で市民に非常にPRをしていわゆる循環型社会構築というものについての一助として廃食用油の再利用をしているというのであります。このようなわけで本市としてもぜひともこのような廃食用油の一般家庭から出るものでありますけれども、これらをリサイクルできるよ

うな検討を進めていただきたいと思いますのであります。

それから、話は変わりますけれども、同じくごみの問題として市民が苦情を持ち込んでくるのが庚申山総合公園、あるいは中央公園のごみの問題であります。両方の公園とも非常に市民の憩いの場として親しまれているわけでありましてけれども、この公園の中に一番迷惑をしているのが犬のふん害であると大勢の方が言っております。あるいは芝を管理するためでありましてけれども、殺虫剤とか、除草剤も使われているらしくて近所の方は頭痛だとか、吐き気、あるいはくしゃみだとか、目の痛みなどで悩んでいる人もいます。もっと大きな問題というのがこの公園で行われるサッカーなどのスポーツの試合の後のごみの問題なのでありますけれども、食べ残しだとか、包装紙、あるいは瓶だとか缶、必ずサッカーの試合が終わった後は一番こういうもののごみが山になると、そしてこれをカラスだとか、犬、あるいは猫などが食べ散らかしたり、こういうことで近所の何軒かの人たちがいつもごみの後始末をしているけれども、これは一体どこの責任なのだろうという苦情が持ち込まれているわけでありまして。

それと、もう一つは大きなごみでありますけれども、これは武道館の駐車場にある大きなごみで、これはもう3年余り前からいつも同じ場所に同じ自動車6台がいつもこの駐車場を占有している、こういう問題が出てきております。これも近所の方々がそれらしい運転者などを見かけると注意してきたそうでありましてけれども、近ごろは何か仕返しをされるのではないかとちょっと危険を感じるので、近ごろはそれらの人々に声をかけないようにしている。そのために武道館を利用する方、あるいは市民ホールを利用する方が駐車をしたいわけですがけれども、結局こういう者に占有されているためにやむなく路上駐車をしてしまう。このために近所の人々は非常に交通の妨げにもなるし、事故の危険もあるので、非常に迷惑をしているわけでありまして。

それから、もう一つは、ごみの捨て場所の問題として大きく問題視されているのが温井川なのですけれども、温井川の下流の方へ行きますと、農業用のビニールだとか、小動物の死骸、あるいはペットボトルなどが大量に流れてくるというのです。こういうものを近所の人々がやはり見ているわけでありましてけれども、思い余ってこれらをすくい上げて自分の家の空き地に山に積んであるのですけれども、中には廃液によって浮き上がったのではないと思われるほどの大量の魚の死骸、こういうものがあるわけです。こういうわけで悪臭、それから汚泥、こういういものが温井川の下流の何軒かの農家とか、農家でない方もいるのですけれども、空き地に山になっている。こういう問題もありますので、非常に細かい問題でありますけれども、こういう問題についてもどのようにこれから対応していくのか、執行部にお伺いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（川野盛幸君） 市民生活部長。

市民生活部長（塚越正夫君） ご質問にお答えいたします。

使用済みの食用油のリサイクルの件でございますが、当面の対応といたしましては新たに10月から行いますペットボトルや白色トレイなどの回収の徹底を市民の皆さんにお願いしているところでございますが、今後の環境問題やごみ問題対策としてどのような対応をなすべきかなど、食用油のリサイクルも含め検討させていただき、市民の皆様とともに事業の推進を図っていきたく思いますので、ご理解をお願いいたします。

最後に、温井川の下流に見られる現状ですが、藤岡市温井川クリーンアップ会などの団体において市民活動として清掃などを行っています。郷土を美しく、環境を美しくと、多くの心ある人たちが清掃活動を行っています。これらの問題は個人レベルの考え方が行動としてあらわれるものでありますので、社会的責任をすべての人たちが認識することを啓発していき、ポイ捨てなどがなくなるようにしたいと思っております。10月から県的生活環境を保全する条例により、ポイ捨てに対しては5万円の料金が科せられるようになりますので、この点の周知徹底も図っていきたく思いますので、よろしくをお願いいたします。

以上、答弁といたします。

議長（川野盛幸君） 都市建設部長。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） 金子議員の質問の公園等のごみ管理等についてお答えをいたします。

庚申山総合公園と中央公園のごみ等の管理でございますけれども、両公園に限らず公園施設等は周辺の皆様のご理解とご協力をいただきながら管理運営されております。大変感謝しているところでございます。両公園の管理につきましては、藤岡市公共施設管理公社に委託をしているところでございます。ごみ等の問題として来園者が連れてくる犬のふんの後始末をしないため、来園者に変な迷惑をかけていることにつきましては、立て看板によりましてふんの後始末をしてください。場所によっては犬の散歩や入場を禁止しますとの表示をしております。なかなかそれを守ってくれないことが多く、管理者として大変困っているところでございます。これは飼い主のモラルの問題と思っておりますので、今後は広報等にも掲載し、周知するとともに、看板設置場所や表示方法を再検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、公園における殺虫剤や除草剤の使用についてでございますけれども、現在広範囲にある芝生や樹木を周辺の影響を考慮しながら最小限の予算で維持管理をしていくために、必要最小限の薬剤を使用しております。今後はさらにおい等の薬害を起こさないよう害虫の早期発見、早期駆除に努めてまいりまして、薬剤の使用をより少なくするとともに、さらに害虫や薬剤についても調査を行いまして、よりよい方法を検討して管理に当たりたく

いというふうに思います。

次に、スポーツ大会等の終了後のごみについてでございますけれども、現在利用者のモラルの向上を図る手段として、公園にごみかごを置いてありません。これはごみ持ち帰り運動とごみかごを置くとカラスによってごみを飛散されないため、また一部の心ない人が公園にごみを捨てに来るのを防止するためでございます。しかし、両公園だけにつきましては、利用者が多いために必要最小限の場所にごみかごを設置し、毎週1回ごみを回収しております。しかし、ごみかごは設置してありますけれども、大会等の利用には施設使用許可書に使用上の注意とさらに最下段にごみの持ち帰りを明記し、毎年2月の教育委員会主催の施設利用会議において関係団体にごみの持ち帰りの周知を徹底してまいり所存でございます。今後は利用者のモラルの向上を図るため、犬のふんと同様、広報等に掲載し、周知するとともに、看板についても設置場所や表示方法を検討、さらに今以上に利用者への周知を徹底してまいりたいというふうに考えております。また、見回りや点検、清掃の内容や回数についても検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（川野盛幸君） 教育部長。

（教育部長 斎藤稔一君登壇）

教育部長（斎藤稔一君） ご指摘のありました武道館前の駐車場につきましては、教育委員会の所管でございますので、お答えをさせていただきます。

ご案内のとおり、武道館前の駐車場は武道館をはじめ、中央公園、市民ホール等を利用する方々の駐車場として利用されておりますが、夜間も引き続き駐車場として無断駐車をしている車が現在5台確認をされております。この対応につきましては、これまで退去していただくために現場の職員等が所有者に口頭、あるいは張り紙等により指導を行ってききましたが改善されず、昨年は藤岡交番にこの対策を相談し、適時職員による巡回指導を行うことになり指導してききましたが、その効果もなく現在に至っております。こうした事例は以前藤岡公民館においてもあり、対策の一つとして夜間出入口を鎖等で封鎖したこともありましたが、一般市民からの苦情等が大変ございまして、取りやめた経緯がございます。公共施設の性格から極端な措置もできない状況にあるということもご理解をいただきたいと思っております。いずれにいたしましても、一日も早く現状の回復を図るため、車の所有者の説得を行うとともに、関係機関の協力をいただきながら問題の解消に向けて努力していきたいと考えております。また、今後、専門家等のお知恵をおかりしながら法的手段に訴えることも検討しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、答弁といたします。

議長（川野盛幸君） 以上で金子勝治君の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午後0時4分休憩

午後1時2分再開

議長（川野盛幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長（川野盛幸君） 次に、針谷賢一君の質問を行います。針谷賢一君の登壇を願います。

（17番 針谷賢一君登壇）

17番（針谷賢一君） 議長より登壇のお許しをいただきましたので、さきの通告どおり障害者にやさしい街づくりについて伺いいたします。

我が国は多くの人々の努力により著しい経済発展を遂げ、有数の経済大国となりましたが、人々は必ずしも豊かさを実感しているわけではありません。その原因の一つとして、経済発展を支えてきた基本的な原理は効率性の優先であり、本来人間のよりどころである自然環境との調和や都市との調和等を十分に考えてきたとは言いがたい状況であることが考えられます。今、人々は生きがいを感じ生まれてきてよかったと思える真に豊かな地域社会を求めています。特に、経済の発展に伴う生活水準の向上、労働時間の短縮による余暇時間の増加、平均寿命の伸びによる老後の生活時間の増大等により、豊かな生活への思いがますます高まっています。さらに、国際障害者年を契機に個人の能力や価値を生かそうと障害者の社会参加の機運は一層高まっています。また、日本においては諸外国に例を見ないほど急速に高齢化が進展しており、本格的な高齢社会への対応が急務となっています。あらゆる世代の人々が充実した生活を送ることのできる社会の実現が要請されています。

近年、障害を持つ人々の人権を認め、取り巻いている環境を変えることにより健常者と同様な生活が送れる社会を目指す。ノーマライゼーションの理念が社会へ浸透し、障害者が障害のない者とともに活動し、サービスを受けることができるよう配慮することが強く求められるようになってきております。高齢者や体の不自由な人たちが住みよいバリアフリーのまちづくりを構築する必要性が増大してきており、そのための環境整備が今後の重要課題だと思います。

ところで本市においては、第三次総合計画の中で高齢者に配慮した都市環境の整備、高齢者や障害者が安心して市民生活を営み、積極的な社会参加を可能とする地域社会づくりを推進するため、道路や公共施設における段差解消など、高齢者や障害者に配慮したバリアフリーの理念に基づくまちづくりを推進しますとうたっております。そこで1点目として、市内の歩道整備の現状について伺いたい。また、本市の公共施設のバリアフリー化の

状況についてもお聞かせ願いたい。

以上、1回目の質問といたします。

議長（川野盛幸君） 都市建設部長。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） 針谷議員の質問の中の歩道整備についてお答えさせていただきます。

歩道の整備につきましては、道路建設の設計に当たり道路構造令や防護柵設置要綱等に基づき計画され、建設されてきたわけでございます。今年の5月17日に高齢者・身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律、交通バリアフリー法が公布されまして、この法律の要旨は、現状急速に高齢化が進む中、高齢者及び身体障害者等の移動が円滑に図られるために必要な道路の構造等に関する基準を定めるものであります。道路における歩道の現状であります。形式としてはマウンドアップ、フラット、セミフラットの三つの形式が現在市内の各道路に建設され、特に高齢者、身体障害者等が移動の際、マウンドアップ形式が歩道に段差が大きいため不便を来しているものと思えます。市内にはこの形式の歩道は国道17号全線及び254号の一部、県道では藤岡本庄線、藤岡大胡線、寺尾藤岡線等に一部あります。市道におきましては、産業道路、緑町の旧254号、都市計画道路緑町線等に建設されております。これらはいずれも昭和50年代に計画され、また建設されたものでございます。したがって、これらの道路にはバリアフリー対策は施工しておりません。そういうことから藤岡市においても高齢者、身体障害者等は自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう生活環境の整備をしていかなければならないというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（川野盛幸君） 暫時休憩いたします。

午後1時9分休憩

午後1時11分再開

議長（川野盛幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長（川野盛幸君） 企画部長。

（企画部長 田中信一君登壇）

企画部長（田中信一君） 針谷議員の庁舎及び公共施設に対する障害者用トイレの設置等についての質問にお答えをいたします。

庁舎については、福社会館、保健センター、防災センターには設置してありますが、本庁舎、中庁舎、東庁舎には設置してありません。その他の施設では市民体育館、市民球場、

図書館、ふじふれあい館、市民ホール等は設置してあります。設置していない施設といたしましては、先ほど申し上げました本庁舎のほか昭和50年代に建設されました偕同苑や藤岡公民館を除く各地区公民館でございます。また、庁舎に対するエレベーターの設置等についてでございますが、現在福祉会館に設置してあるだけで本庁舎、中庁舎、東庁舎には設置していないのが現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（川野盛幸君） 針谷賢一君。

17番（針谷賢一君） 2回目ですので、自席よりお伺いいたします。

答弁で最初にトイレの設置というのが出てきてしまったので、それはちょっと勘違いしました。すみませんでした。公共施設についてはたしか最近つくられた建物等については、高齢者や障害者に配慮された建物になっている、そういったことは非常によくわかります。問題はそれ以前に建てられたものについての今後の取り組みをどのように考えているのかお伺いいたします。

それから、課題は歩道の整備であると思います。ただいまご答弁をいただいた中に歩道には3タイプあると伺いました。例として、市内宮本町の荻原金物店の所の歩道は、そのフラット型に入ると思います。障害者の方には歩きやすいと大変評判がいいです。ただ縁石がないから車が入り込んで駐車でもされてしまうと、逆に歩行者の邪魔になってしまう。また、よくその辺は担当課で検討していただきたいと思います。

先日、市内を車で走っていたらばかに車が渋滞しているのです。そばには特に信号もないし、工事でもなさそうなのに何だろうかと思いましたが、すぐに納得できたのですけれども、それは身体障害者の電動車いすが車道を走っていたためでした。本来なら歩道を走行していただくところですが、後日私はその同じ場所あたりを自転車で走ってみました。なるほどなと歩道の幅は狭いし、道路よりも一段と高くなっているし、また歩道の途中には電柱も邪魔しているし、歩道に乗り入れるところが急傾斜になっているし、健常者の私でも大変な歩道だと感じたわけです。本市のほとんどがこのような状態だと思います。先ほど部長の答弁の中にもあったマウンドアップの歩道です。これでは車いすの方も車道を走行した方が安全かなとこんなふうに思うわけです。車が注意してくれるから、こんな皮肉も出てしまいますけれども、現状の歩道ではなかなか安心して車いすでは通行はできません。よく言われるのですが、だれもがけがや病気で障害者になる可能性があります。だから障害者問題は決して他人事ではありません。バリアフリーを実現するためには、物理的バリアの解消、道路・公園・公共施設等の整備の推進、それと心のバリアの解消、障害者や高齢者に対する偏見、無理解、無関心はノーマライゼーションの大きな妨げとなります。



また、今年の8月に国会議事堂で2000年子ども国会が開かれ、本市から美九里東小の6年生が参加しました。お年寄りや障害を持つ人たちも生活しやすい社会づくりというテーマで発表したそうです。発表した中にお年寄りや障害を持つ人とももっと触れ合うことが大切、触れ合いの中から要望や意見を聞いてやってお互いに住みやすい社会を築きたいと発言したそうです。まさにそのとおりだと思います。日本も15年後には4人1人が65歳以上の高齢者になる社会の到来を迎えるわけです。私も今ちょうど50ですから、ちょうど15年後には4人に1人に入るわけです。そのときに慌てることなく、今からさらにより一層取り組んだ政策をしていただきたいと思います。すべて歩道の施設を短期間のうちに高水準にすることは経済的にも困難であるから、したがって高齢者や障害者によく利用される施設やよく通行される歩道から順に整備していくと効率的かと思います。障害者が積極的に社会参加していくためには自分の意思で自分の力でいつでも、どこへでも行くことができるよう生活環境を整備する必要があります。そこで2回目の質問として歩道整備についての今後の取り組み方、それから高齢者、妊娠中の方、体の不自由な方のためにトイレの設置及び庁舎内にエレベーターの設置をする考えはあるのかどうか伺いたい。

以上、2回目の質問といたします。

議長（川野盛幸君） 都市建設部長。

都市建設部長（須川良一君） 2回目の質問でございますので、自席から答弁させていただきます。

高齢者や身体障害者等が日常生活、社会生活を営むに当たり、生活環境の整備を早急に行ななければならないというふうに考えております。この歩道の関係でございますけれども、高齢者や身体障害者等にとって歩車道境界の段差のないフラット形式の歩道が円滑な移動を図れる。一方で、視覚障害者にとっては歩車道の段差がある形式が車道上か、歩道上か、横断歩道上かの認識がしやすいということもあるため、双方の意見を調整してバリアフリー対策に十分考慮した構造となるよう検討していきたいというふうに考えております。

また、県の主な事業でございますけれども、主要地方道藤岡本庄線の森・中栗須において歩道の段差解消などの事業が平成12年度から実施の予定であります。毎年度計画的にバリアフリー対策が実施される予定でございます。なお、平成12年度から始まっております市道の新規道路につきましては、バリアフリー対策を講じた道路づくりを目指しておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（川野盛幸君） 企画部長。

企画部長（田中信一君） 2回目の質問でございますので、自席からお答えいたします。

障害者用のトイレの設置計画でございますが、群馬県補助事業の障害者にやさしい街づくり支援事業の事業採択を受けまして、平成12年度に偕同苑、平成13年度には市役所

本庁舎への多目的トイレの設置を計画いたしておるわけでございます。設置場所につきましては、利便性等を考慮して考えていきたいと考えております。

また、本庁舎へのエレベーターの設置計画であります。昭和42年に建築した古い建物でありますので、現在設置可能か検討中でございますので、よろしくお願いたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（川野盛幸君） 暫時休憩いたします。

午後1時21分休憩

午後1時22分再開

議長（川野盛幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長（川野盛幸君） 企画部長。

企画部長（田中信一君） 失礼いたしました。ただいま議員の方からのご質問の中で答弁が漏れました。当初の回答の中で、昭和50年代に建設された古い偕同苑や公民館を除くところの各地区公民館等のいわゆる施設等につきましては、現在障害者用のトイレ等もないわけでございますが、これらの問題等につきましても今後十分検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（川野盛幸君） 針谷賢一君。

17番（針谷賢一君） 最後の質問ですので、市長よりご答弁をお願いいたします。

今までいろいろとご答弁をいただいたわけですが、例えばトイレやエレベーター設置については、行政側の考え、またメーカーの考えだけで決めてしまうのではなくて、そこを使用する人たちの考えもぜひ取り入れてほしいと思います。また、ある市では障害者や高齢者だけでなく、外国人の視点も生かそう、外国人の参加もしていただき、日本人には気づかなかった点を指摘していただいたという事例もあります。また、ふだん使っている庁舎や施設を職員が高齢者、視覚障害者、車いす使用者の疑似体験をしながら庁舎等をチェックする、こういうことがすばらしい行政サービスにつながるのではないかと思います。年に何回か実施されたいかがでしょうか。最後に、高齢者や障害者にやさしい街づくりの取り組みについての市長の意欲のほどを伺いまして終わりにいたします。

議長（川野盛幸君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（中易昌司君） 市長にご質問でございますが、前段として私の方からお答えをさせていただきます。

当市は、生活感動のあるまちづくりをテーマに市政を運営しておりますが、来るべき2

1世紀の少子・高齢化社会を迎え、障害者にやさしい街づくり、しいては高齢者にやさしい街づくりにもつながる地域のバリアフリー化を進めることは大変重要な課題だと認識をしております。過去におきまして、昭和56年に藤岡市長期行動計画を策定し、また平成8年に藤岡市障害者施策新長期行動計画であるバリアフリー藤岡を策定し、事業の推進に努めているところでございます。障害者にやさしい街づくりを推進していくためには、公共施設の物理的バリアを解消することは当然でございますが、このほか障害者に対する偏見を取り除くとともに、障害者のためだけに整備するといった専用思想を排除し、障害者や高齢者などのすべての市民を対象に社会参加の基盤となるまちづくりであります生活環境の整備を進めていきたいと思っております。また、これは行政の責務であると考えております。

以上でございます。

議長（川野盛幸君） 市長。

（市長 塚本昭次君登壇）

市長（塚本昭次君） 針谷議員の質問にお答えをいたします。

障害者にやさしい街づくりということでございます。先ほど来、議員ご指摘のいろいろな問題提起をしていただきました。また、行政としても障害者にやさしい街づくりを今進めているわけでありましてけれども、これからますます高齢化が進む中ではこうした問題とあわせて公共施設の整備というものが課題になってくるというふうに思っております。この件につきましては、今、部長の方からも答弁いたしましたけれども、今後なお一層検討を重ねながら順次実施できることをやらせていただきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。